

令和 年分年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

給与等の支払者	住所又は所在地	〒
	氏名又は名称	殿

徴収繰延承認申請者	所属部課名		申請年月日	
	住所			
	氏名			

繰延承認を受けようとする額	給与の最終支払月中に支払われる給与	Aに対する源泉徴収税額	年末調整による不足額	給与の最終支払月中に支払われる税引手取額 (A-B-C)	給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額	平均月割額の7割相当額 (E×70%)	平均月割額の7割と最終支払月の手取額との差額 (F-D)	年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額 (C-G)	徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額 C又は (C-H) の1/2	備考
	A	B	C	D	E	F	G	H		
									承認額 円	
									1月 円	
									2月 円	

上記の者から令和 年 月 日に提出された年末調整による不足額の徴収繰延承認の申請は、承認（却下）しましたから通知します。

令和 年 月 日 税務署長 ㊟

(処分の理由)

(規格 A 4)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

1 使用目的

「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」は、年末調整による不足額の徴収繰延べについて承認又は却下の決裁を受ける際に使用する。

また、「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書」は、源泉徴収義務者に承認又は却下の内容を通知する際に使用する。

2 記載要領

(1) 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

項 目	記 載 要 領
税 務 署 処 理 欄 (処 理)	決裁を受けた際に以下の項目を記載するとともに、決裁結果に応じて「承認」又は「却下」を抹消する。 ① 起案年月日 ② 決裁年月日 ③ 施行年月日 ④ 承認申請を却下した場合の却下理由

(2) 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 通 知 文 の 「承認(却下)」の文言	決裁結果に応じて、「承認」又は「却下」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。